

性暴力犯罪と裁判員裁判

—2009年の事例から—

平 井 佐和子

1 はじめに

2009年、新しく始まった裁判員制度により、全国で138件の裁判員裁判が行われた。刑事裁判の転換期にあたり、大きな混乱もなく、まずは慎重な滑り出しになったが、5月21日の施行後約1200件が起訴されていることを考えても、2010年以降多くの裁判員裁判が開かれることが予想される⁽¹⁾。

裁判員制度は、「国民が刑事裁判に参加してその健全な社会常識を反映させることで、裁判をより身近で分かりやすいものとし、司法の国民的基盤を強固にする」という目的に沿って⁽²⁾、2004年に導入が決定された。裁判員法1条はその趣旨を「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」とうたう。市民が刑事裁判に関与することが「司法に対する信頼の向上」につながるとすれば、冤罪を生み出す構造や、有罪を前提とした刑事裁判のあり方に対する不信が解消されなければならない。新たな裁判員制度はこのような観点から機能するかどうかが問われなければならないだろう。

ところで、裁判員裁判の対象となる「法定刑の重い重大犯罪」には、強制わ

(1) 最高検察庁は、裁判員裁判を担当する全国の検事を集めた会合で、1000件以上の裁判が始まらずに滞留している現状を問題視し、公判前整理手続を迅速に進めるよう指示したという（朝日新聞2010年1月20日付）。

(2) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」（2001年6月12日）

いせつ致死傷罪、強姦致死傷罪等の性暴力犯罪が含まれている。性暴力犯罪を裁判員裁判の対象とすることについては、被害者の精神的負担やプライバシーに配慮して、裁判員裁判の対象から除外すべき、あるいは被害者に選択権を与えるべきだという声もある⁽³⁾。

近年の刑事立法の特徴と同じく、裁判員法についても施行後3年後の見直し規定がおかれている。本稿では、司法制度改革の流れから裁判員導入の経緯を振り返り（2）、2009年に開かれた性暴力犯罪にかかる裁判員裁判の事例を検討し（3）、性暴力犯罪における裁判員裁判の意義について考察したい（4）。

2 裁判員制度導入の経緯

（1）司法制度改革

司法改革を求める動きは2つの流れに集約されよう。1つは、司法における人権救済機能を確立しようとする流れである。日弁連は、行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟における「司法の機能低下」を批判し、1990年5月に「司法改革に関する宣言」を採択した⁽⁴⁾。そして、「国民主権の下でのあるべき司法、国民に身近な開かれた司法をめざして、わが国の司法を抜本的に改革するときである」として、司法関係予算の大幅増額をはじめ、法曹一元制度の実現、陪審・参審制導入の検討を掲げた。この動きは、法曹三者による「法曹養成制度等改革協議会」、刑事裁判の現状を改革するための「刑事弁護センター」構想、さらに司法改革に向けての体制づくりへとつながっていく。

2つめは、市場経済活動の自由拡大を目指す規制緩和の流れである。経済同友会は、1994年6月に、司法の消極的姿勢を批判し、法曹人口の大幅増員や国

二
元

(3) アジア女性資料センター「裁判員選任手続きにおける性暴力被害者の安全とプライバシーの確保を求める要請」（2009年5月19日）、守屋典子「裁判員裁判 性犯罪被害者には選択権を」（朝日新聞2009年10月1日付）、小林美佳「性犯罪の法廷 専門裁判所はつくれないか」（朝日新聞2009年10月3日付）など。

(4) 日弁連はその後「司法改革に関する宣言（その2）」（1991年5月）、「司法改革に関する宣言（その3）」（1994年5月）を採択している。

民の司法参加など抜本的な司法改革の必要性を提言した⁽⁵⁾。また、1996年11月に設置された政府の行政改革会議は、内閣の機能強化との関係で、『法の支配』こそ、わが国が、規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換を図り、国際社会の信頼を得て繁栄を追求していく上でも、欠かすことのできない基盤」として、「司法の人的及び制度的基盤の整備」の必要性を強調した⁽⁶⁾。

こうした内からの改革と外からの改革を求める2つの流れが合流する形で、司法制度改革を目指す動きが高まった。ここで注意すべきは、1997年6月に設置された自民党「司法制度特別調査会」の「指針」にみられるように、「21世紀の新しい司法を確立するためには、司法の独立を尊重しつつ、国民主権に基づいた国民を代表する立法府（国会）が、重要な役割を果たすべきである」として、内からの改革ではなく、「国民の意見の反映」という形での政治主導の改革を求めていることである⁽⁷⁾。そこでは、「これまで以上に大きな社会的使命と職務を担う法曹は従前にも増して国民全体の信頼を得る存在となることが求められる。そのためには、法曹が国民のこの負託にいかに応えるべきか、自らの在り方について十分な自覚と責任をもつとともに、またそれをいかに促していくかについて国民的な目線で議論する必要がある」として、「法曹の自覚と責任」が強調されている。

（２）司法制度改革審議会

「21世紀において司法が果たすべき役割」を明らかにし、「司法制度改革と基盤の整備に必要な基本的施策」を調査審議することを目的として、1999年

(5) 現代日本社会を考える委員会「現代社会の病理と処方—個人を活かす社会の実現に向けて—」（1994年6月）。経済同友会ではその後も「グローバル化に対応する企業法制的整備を目指して—民間主導の市場経済に向けた法制度と立法・司法の改革—」（1997年1月）「こうして日本を変える—日本経済の仕組みを変える具体策—」（1997年3月）を発表している。

(6) 行政改革会議「最終報告」（1997年12月3日）

(7) 自由民主党司法制度特別調査会「司法制度改革の基本的な方針—透明なルールと自己責任の社会に向けて—」（1997年11月）、「21世紀の司法の確かな指針」（1998年6月）

7月に内閣に「司法制度改革審議会」が設置された⁽⁸⁾。「国民のための司法」を指向するなかで、「司法に国民が参加できないのは、法先進国では日本ぐらいである⁽⁹⁾」という声に押され、「国民の司法参加」は現実的な議論の俎上にあがっていく⁽¹⁰⁾。

第8回(1999年12月8日)と第30回(2000年9月12日)の審議会において、法曹三者のヒアリングが行われ、最高裁は、「陪審裁判では、真実の発見という要請は後退せざるを得ない⁽¹¹⁾」、「陪審制の導入は、真実解明の場という今後ますます重要になるとされる司法の機能を大きく後退させる⁽¹²⁾」、「集中審理を実現する弁護態勢を改善しない限り、陪審裁判を実施することはほとんど不可能⁽¹³⁾」として、民事裁判における専門参審制はともかく、陪審員の導入については、「裁判は多数の者の利害や感覚によって左右されるべきものではなく、論理と証拠に基づいた理性的かつ合理的な判断でなければならない」として消極的な姿勢を示した。一方、日弁連は「刑事の重罪事件や国や自治体に対する損害賠償請求などの一定の民事事件に陪審を、少年事件に参審制の導入を⁽¹⁴⁾」、「陪審制度こそ国民の司法参加の意義をよく実現する制度⁽¹⁵⁾」として、陪審制の導入に積極的な姿勢を示した。

こうした「国民の訴訟手続への参加」をめぐる駆け引きのなかで、陪審制でも参審制でもない、日本型の裁判員制度が生み出されていった。こうして、「広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的・実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保する」との方向で意見が集約されていく⁽¹⁶⁾。

(8) 司法制度改革審議会設置法2条

(9) 毎日新聞1999年2月6日社説等。

(10) 司法制度改革審議会設置法成立にあたっての国会付帯決議等。

二 (11) 最高裁判所「21世紀の司法制度を考えるー司法制度改革に関する裁判所の基本的な考え
七 方ー」(第8回審議会資料)

(12) 最高裁判所「国民の司法参加に関する裁判所の意見」(第30回審議会資料)

(13) 同上

(14) 日弁連「新しい世紀における司法のあり方と弁護士会の責務」(第8回審議会資料)

(15) 日弁連「『国民の司法参加』に関する意見」(第30回審議会資料)

(16) 第32回審議会「会長とりまとめ」(2000年9月26日)

そして「国民の社会常識を反映」させる対象として「一定の刑事事件」が見込まれることとなったが、その具体的な範囲については意見が分かれていた。日弁連は、第30回審議会でのヒアリングにおいて、「刑事の重罪事件等に限定して導入する。そうすれば、国民の間に司法参加に対する自信が芽生えてくるであろうから、その状況を見て、民事事件（国家賠償など）、行政事件、労働事件等の他の分野の事件に広げていくことが望ましい」と述べている。委員の間からは、国民の常識を反映させるという観点から、「難しい重大事件でなく、常識で裁けるような業務上過失や道交法違反などの日常的事件から始めることも考えられる⁽¹⁷⁾」、「比較的中間的な事件から始め、定着したあたりで徐々に拡大していく⁽¹⁸⁾」などの意見が出されたが、一旦制度を始めると修正することが困難なこと、制度の目的や意義からは、国民の関心が高い重大事件を対象にすべきであるとして、最終的には「法定刑の重い重大犯罪」に落ち着いた。

最終報告書では、次のようにまとめられた。

「新たな参加制度の円滑な導入のためには、刑事訴訟事件の一部の事件から始めることが適当である。その範囲については、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい『法定刑の重い重大犯罪』とすべきである。『法定刑の重い重大犯罪』の範囲に関しては、例えば、法定合議事件、あるいは死刑又は無期刑に当たる事件とすることなども考えられるが、事件数等をも考慮の上、なお十分な検討が必要である。

有罪・無罪の判定にとどまらず、刑の量定にも裁判員が関与することに意義が認められるのであるから、公訴事実に対する被告人の認否による区別を設けないこととすべきである。

新たな参加制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである以上、訴訟の一方当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる裁判を選択することは、認めないこととすべきである。」

(17) 第32回審議会（2000年9月26日）

(18) 第43回審議会（2001年1月9日）

(3) 裁判員制度・刑事検討会

司法制度改革審議会最終報告書を受けて、2001年12月、内閣に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部が設置され、「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」に向けた具体的な内容を検討するための「裁判員制度・刑事検討会」が設置された。対象事件については、「法定刑の重い重大犯罪」とする司法審議会意見書を前提として、「法定合議事件（ただし、刑法77条及び78条の罪を除く。）」とするA案、「死刑又は無期の懲役、禁錮に当たる罪（ただし、刑法77条の罪を除く。）に係る事件」とするB案、「法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件」とするC案の3案をたたき台として議論が行われた⁽¹⁹⁾。

検討会で議論された2002年のデータによれば、A案4873件、B案2503件、C案892件となる⁽²⁰⁾。裁判員制度の定着のために、なるべく多くの国民が司法参加できるようにとA案を推す意見から、C案から始め徐々に対象を拡大していくのがよいという意見まであったが、事件数、国民の負担の大きさ、事件に対する社会的関心・影響の大きさ、集中審理に臨む当事者の対応能力等が考慮され、B案とC案とを加味した案が採用されることとなった⁽²¹⁾。

こうして2004年1月に「裁判員制度の概要について（骨格案）」を公表、司法制度改革推進本部は同年3月に裁判員法案を国会に提出した。国会審議においては、司法に国民が参加する制度は画期的な意義を持つとして、裁判員等の秘密漏示罪の罰則変更、環境整備規定の新設、見直し規定の新設等の法案修正を行った上で、2004年4月23日に全会一致で衆議院を通過、同年5月21日参議院本会議で無所属議員2名を除く賛成多数で可決、成立した。

このように大きな議論もなく、法律制定後5年以内の施行が定められた裁判員制度であったが、制度実施が近づくにつれ、参加が義務づけられる国民の負担感や守秘義務が課されることへの抵抗感が高まり、国会においても裁判員制

(19) 第13回検討会（2003年3月11日）配付資料「裁判員制度について（たたき台）」

(20) 第24回検討会（2003年9月11日）配付資料による。

(21) 第28回検討会（2003年10月28日）配付資料「考えられる裁判員制度の概要について（座長とりまとめ）」

度を問い直す超党派の議員連盟が発足、裁判員制度凍結・見直しに向けた活動が展開されるなどの動きも見られるようになった。

3 裁判員裁判の分析

裁判員裁判の対象となる性暴力犯罪は、(準)強姦致死傷、(準)強制わいせつ致死傷、強盗強姦、集団強姦等致傷罪で、対象事件全体のうち、2008年の統計では20.1%⁽²²⁾、2009年の統計では18.2%を占める⁽²³⁾。

2009年12月末までに21件(被告人数24名)の判決が言い渡されている(表1)。2008年の科刑状況と比較すると、裁判員裁判の特徴は、3～5年の懲役刑の言い渡しがなく刑期が二極化していること、執行猶予を言い渡す際の保護観察付き件数の多さであるといえる(表2)。しかし裁判員裁判によって重罰化されたとは一概にいけない。性暴力犯罪に関する近年の科刑状況は、より長期の有期懲役が言い渡される傾向にあるからである。強姦罪(致死傷罪をのぞく)の科刑状況をみると、5年を超える有期懲役を言い渡された比率は、1995年の3.7%から、2005年の23.8%へと上昇し、執行猶予付き判決の比率は1995年の36.8%から、2005年の17.2%へと減少している⁽²⁴⁾。強姦致死傷罪については、2008年には7年を超える懲役を言い渡された比率は25%、1999年以降は無期懲役の言い渡しも出ているのに対し、執行猶予付き判決の比率は1995年の31.5%から、2005年12.5%、2008年5.0%へと減少している。

その意味では、性暴力犯罪事件において裁判員が判断すべき事情とはなにか、が問題となろう。2009年に行われた裁判員裁判をみると、事実認定に争いのある事件はなく、量刑が主な焦点となった(事件の概要は、各事件の新聞記事による)。

(22) 最高裁判所HP裁判員制度資料「罪名別に見た裁判員制度対象事件数」によれば、対象事件2324件のうち性暴力犯罪は468件である。

(23) 最高検の発表によれば、裁判員制度施行後、2009年12月28日までに起訴された裁判員裁判対象事件は1210件で、そのうち性暴力犯罪は220件である(2009年12月29日付け読売新聞)。

(24) 2006年版犯罪白書「性犯罪者に対する刑事処分の概況」(262頁)参照。

(表1) 2009年における裁判員裁判

	判決日	裁判所	罪 名	被告 (年齢)	被害者 陳述	求刑	判 決	別 件	控 訴
	9月4日	青森	強盗強姦	20代	VL	15年	15年	併	○
	10月22日	東京	強制わいせつ致傷	20代		3年	3年猶5年(保)		
	10月23日	福岡	強制わいせつ致傷	20代		4年	2年6月		○
	10月29日	立川	強制わいせつ致傷	40代		3年	3年猶5年		
	11月13日	大津	強姦致傷	30代		6年	3年猶5年(保)		
	11月20日	札幌	強制わいせつ致傷	20代		13年	8年	併	
	11月20日	長崎	強制わいせつ致傷	20代		4年	3年猶4年(保)		
	11月20日	仙台	強姦致傷	30代		10年	9年10月	分	○
	11月20日	東京	準強姦致傷	30代		8年	8年		
	11月26日	水戸	強制わいせつ致傷	40代		3年	3年猶5年(保)		
	11月27日	札幌	強姦致傷	30代		6年	5年		
⑫	11月30日	奈良	集団強姦致傷	20代 (4名)		6年	3年(1名) 3年猶5年(保)		
	12月4日	名古屋	強姦致傷	10代		5~10年	5~10年	併	
⑭	12月4日	熊本	強姦致傷	20代	VL	10年	10年	併	○
	12月4日	広島	強制わいせつ致傷	40代		3年	3年猶5年(保)		
	12月9日	東京	強制わいせつ致傷	30代		3年	3年猶4年		
⑰	12月10日	岐阜	強制わいせつ致傷	20代		4年	3年	分	○
	12月11日	千葉	強制わいせつ致傷	40代		4年	3年猶5年		
	12月11日	立川	集団強姦致傷	40代	VL	15年	13年	併	
	12月17日	鹿児島	強姦致傷	50代	有	7年	6年	仮	○
⑳	12月18日	神戸	強姦致傷	40代		7年	6年6月		○

(注記) ・2009年12月29日付け朝日新聞のデータをもとに、各新聞記事より作成。
・別件欄の「併」は複数の事件の併合、「分」は裁判員裁判対象外事件との分離、
「仮」は仮釈放中の事件を表す。

(表2) 裁判員実施前と実施後の科刑状況

2009年裁判員裁判における科刑状況

	総数 (人)	20年を 超える	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年以下	
								実刑	執行猶予
(準)強 姦 致 傷	8	-	-	1	4	2	-	-	1(1)
(準)強制わいせつ致傷	10	-	-	-	1	-	-	2	7(5)
強 盗 強 姦	1	-	-	1	-	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	1	-	-	-	1	3(3)

() 内は執行猶予判決中保護観察付の数である。

2008年通常第1審における科刑状況

	総数 (人)	無期 懲役	20年を 超える	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年以下	
									実刑	執行猶予
(準)強姦致傷	180	2(1.1)	3(1.7)	8(4.4)	11(6.1)	21(11.7)	39(21.7)	71(39.4)	16(8.9)	9(5.0)
(準)強制わいせつ致傷	123	-	1(0.8)	-	3(2.4)	2(1.6)	8(6.5)	27(22.0)	33(26.8)	49(39.8)
強盗強姦	61	3(4.9)	4(6.6)	14(23.0)	12(19.7)	16(26.2)	9(14.8)	3(4.9)	-	

2009年版犯罪白書による

() 内は科刑区分別の構成比である。

(a) 公判廷における被害者証言

裁判員裁判においては、「非法律家である裁判員が公判での証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにするために⁽²⁵⁾」口頭主義・直接主義が重視されている。しかし、特に性暴力犯罪については、公判廷で証言することは被害者にとって精神的な負担となろう。

被害者が法廷で証言した例は②のみで、被告人や傍聴席から見えないように遮蔽措置がとられた。①④⑯のケースでは一部の被害者がビデオリンク方式により証言した。いずれも求刑どおりかそれに近い量刑になっている。

被害者が法廷で証言しない場合、被害者の意見陳述書が検察官により朗読されることが多い。⑥のケースでは、判決後、裁判員を務めた女性が、「プライバシーを守るためには仕方ないが、生の声の方が苦悩が伝わると感じた」と語るように、被害者の「生の声」のインパクトは大きいかもしれない。

(25) 司法改革審議会最終意見書

(b) 被告人と被害者に面識があるケース

被告人と被害者との間に面識があるケースでは、警察における採証活動や公判手続において、「なぜ抵抗しなかったのか」など被害者の「落ち度」が問題とされ、被害者が二次被害を被ることがしばしば指摘されてきた⁽²⁶⁾。被告人との間に面識があるケースは③⑩⑫で、いずれも事実認定に争いはなく、被害者証言の信用性が問題となる事案はなかったが、実刑となった③の弁護人は、判決後、「性犯罪事件の弁護については事実を示して主張を尽くさなければならぬ事案もあり、弁護側にとって困難を伴う」とコメントしている。被害者の人格を貶めることで被害者証言の信用性を争うというような方法によらない弁護活動のあり方が求められている。

(c) 基本犯が未遂のケース

姦淫行為またはわいせつ行為が未遂のケースは⑤⑦⑩⑫である。4件のうち3件に執行猶予が付いている。⑤は飲酒して酩酊状態で、同じホテルに宿泊していた女性客の部屋に忍び込み、性的暴行を加えようとして女性を殴打し、抵抗されその場を立ち去ったという事例である。判決は「犯行動機は身勝手かつ卑劣」としつつ、前科がないこと、被害者との示談が成立していることなどを考慮して、執行猶予付き判決とした。⑫は4名の被告人が共謀して、強姦目的で女性を軽ワゴン車の後部座席に押し込んで連れ去り、傷害を負わせたというケースである。判決は、「犯行態様は被害女性の人格を無視した卑劣かつ悪質」としつつ、強姦は未遂、示談が成立したこと、監督する家族がいることなどの情状を考慮して、3名については「今回に限り」刑の執行を猶予するとした。

実刑となった⑩は、帰宅途中の女性に後ろから抱きつき、顔を数回殴って傷害を負わせたという事案である。判決は、犯行態様の悪質さと被害者の処罰感情を重視し、求刑6年に対し懲役5年の判決を言い渡した。

(26) 強姦罪の成否と被害者供述の信用性をめぐる判例評釈として、平井佐和子「強姦罪における公益性—被害者糾問の論理構造—」(法制研究70巻3号、2003年)。

(d) 求刑が4年のケース

求刑が5年以上となるケースではほぼ実刑判決が出ているが、12件のうち基本犯が未遂である上記⑤⑫のケースでは執行猶予付き判決がでている。

求刑が4年の③⑦⑪⑫のケースは判決が分かれた。執行猶予がついた⑦と⑫のケースのうち⑦は、わいせつ目的で女性に近づき口をふさいだところ、被害者が逃げる際に負傷したという事案である。判決は、類似犯行を繰り返す性癖も否定できないとしつつ、裁判の中心となる論点を「被告人を実刑にするか執行猶予にするかである」と述べ、わいせつ行為が未遂であること、「犯行の手法は単純で、計画性といっても幼稚でずさんなもの」と指摘し、母親の監督や保護観察の下での更生を促した。

実刑となった③は、かつての同級生とインターネットを介して再会し、帰宅途中に性行為に誘ったが拒否されたため、暴行しわいせつ行為に及んだという事例である。この判決も、論点は「実刑か執行猶予か」とし、前科がなく、示談が成立したことを考慮しても実刑はやむを得ない、とした。

求刑が4年の場合、被告人に酌むべき事情があれば、量刑判断において、実刑か執行猶予か、すなわち刑務所内での処遇か、社会における更生かの判断が迫られるだろう。弁護人は、弁護活動において、被告人の社会内での更生の可能性を裁判員に分かりやすく積極的に示す必要がある。

(e) 裁判員の構成

裁判員6人のうち、男性のみのケースは⑫、女性が1人のケースは①③⑥⑫であった。性暴力犯罪事件では、裁判員の男女比の偏りが判決に影響するのではないかという声も聞かれるが、被告人あるいは被害者への立場性への想像力は、男女差というより社会的なものの見方に左右されるのではないだろうか。

性暴力犯罪事件の裁判員選任手続においては、検察官、弁護人とも「理由なし不選任」の請求権を積極的に行使しているとされるが、裁判員の選任にあたって、何らかの構成比を均質にしようとすることは不可能であるし、仮に作為的に均質にしてもかえって多様性を損なう結果となりかねないだろう。

(f) 審判の分離

刑法は、被告人が複数の罪で起訴された場合、事件を併合し、その最も重い罪について定めた刑の長期にその2分の1を加えた刑期で処することができると定めている（刑法45条・47条）。しかし、被告人が裁判員裁判対象事件を含む複数の罪で起訴された場合、「裁判員の負担軽減」などを理由として審理を分離・分割することがある。

⑧のケースは、裁判員の負担の軽減や被害者のプライバシー保護を理由として、裁判員裁判対象外となる強姦未遂罪の裁判と分離して行われた。裁判員裁判における懲役9年10月（求刑10年）の判決の後、強姦未遂罪で通常の裁判が行われ、「常習性が認められる」として懲役5年（求刑6年）の判決が言い渡された。

また、⑩のケースは、裁判員制度導入前後をまたいで複数の事件が起訴され、施行後に起訴された1件の強制わいせつ致傷罪についてのみ裁判員裁判が行われた。裁判員裁判における懲役3年（求刑4年）の判決の後、施行前に起訴された4件の強盗強姦罪などについて裁判が開かれ、懲役15年（求刑18年）の判決が言い渡されている。

分離された複数の裁判が確定すれば、刑期はそれらを合算したものとなる。裁判の分離が、求刑、量刑において被告人の不利益とならないかをチェックする必要がある。

併合審理された①⑥⑬⑭⑱は、いずれも同種事案にかかわるもので、ほとんどが求刑どおりかそれに近い量刑となっている。

(g) 控訴したケース

これまで検察側が控訴した事例はない。被告人が控訴したのは、21件のうち7件ある。最高裁は、控訴審のあり方についての報告書をまとめ⁽²⁷⁾、一審の判断は「国民の視点、感覚、知識、経験が反映されたもの」であり、量刑不当の問題も「よほど不合理であることが明らかな場合を除き」、これら市民感覚が反映

(27) 最高裁判所司法研修所『裁判員裁判における第1審の判決書及び控訴審の在り方』（司法研究報告書61輯2号）

された結果をできる限り尊重すべきとしている。現在のところ、裁判員裁判の控訴審判決はいずれも控訴を棄却しており、この方向性に従ったものといえる。

しかし、先に触れたように、裁判を分離・分割した場合の刑の量定や、死刑をめぐる評決や判決のあり方などについては、問題が残されているといえよう。

4 裁判員裁判と被害者保護

(1) 被害者保護の流れ

1996年2月に警察庁次長通達「被害者対策要綱」が出されて以降、全国の警察で被害者対策の取り組みが始まり、特に性暴力犯罪被害者を対象とするものとして、女性の捜査官からなる「性犯罪捜査指導官」「性犯罪指定捜査員」が導入されている⁽²⁸⁾。

こうした捜査過程における被害者保護の取り組みのほか、2000年には「犯罪被害者保護法」（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）が制定され、また、同年の刑事訴訟法改正では、性暴力犯罪の告訴期間の撤廃（刑訴法235条1項1号）をはじめ、公判廷における被害者供述の際の遮蔽措置（刑事訴訟法157条の3）やビデオリンク式による証人尋問（同157条の4）、心理カウンセラーなどの証人付き添い（同157条の2）が導入されるなど、刑事手続における犯罪被害者の保護が図られた。

さらに、2004年の「犯罪被害者等基本法」制定、2005年の「犯罪被害者等基本計画」を受けて、2007年の刑訴法改正では、刑事手続における被害者特定事項の秘匿（刑訴法290条の2・2007年12月施行）、刑事裁判への被害者参加制度（刑訴法316条の33以降・2008年12月施行）が導入された。また、刑事裁判手続を担当した裁判所が、被害者の請求により被告人に民事賠償を命じることができ、損害賠償命令制度が導入されている（犯罪被害者保護法9条・2008年

(28) 2008年4月現在、全国の性犯罪捜査指導係員は285名（うち女性警察官は127名）、性暴力犯罪被害者から事情聴取などを行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官などは5832名が配置されているとされる。「2008年版犯罪被害者白書」55頁・57頁。

12月施行)。

(2) 裁判員裁判における被害者保護

性暴力犯罪事件では、被害者のプライバシー保護が重視される必要があるが、裁判員選任手続において被害者の個人情報を開示する際、守秘義務が課されない非選任候補者から個人情報が漏れる可能性が指摘されている。

そこで選任手続の際、「裁判員候補者に事件の概要を説明する際には、被害者情報の提供を必要最小限にとどめ、個別質問の際に候補者側から思い当たる特定事項をいってもらい、候補者と被害者との人的関係の有無を確認する」、検察官においては、「裁判員候補者名簿の事前開示を受け、被害者と候補者の関係の有無を判断するために被害者に候補者の名前を伝える」、公判手続においては「被害者が特定されることのないよう、被害者の氏名等を公開法廷で明らかにしない」、被害者の証人尋問も「親しい方の付き添い、被告人や傍聴人との間についたてをおく、被害者が別室にいてモニター越しに証言するビデオリンク方式を採用」といった方法を積極的に講じるとしている⁽²⁹⁾。

しかし、多くの人々に個人情報を知られるかもしれないという不安が、性暴力犯罪を裁判員裁判の対象から除外するよう求める動きにつながっている。

(3) 裁判員裁判対象事件からの除外

だからといって、性暴力犯罪事件を一律に裁判員裁判の対象から除外することが相応しいとは思われない。一方で、口頭主義・直接主義が重視される裁判員裁判は、被害者に、通常の裁判よりもはるかに苦痛を与えるものだろうとも想像できる。

そこで、現在の枠組みを残した場合、2つの方向での修正が考えられる。

1つは、致傷罪成立の範囲を限定するということである。裁判員制度の対象となる事件数とその割合を見ると、強姦罪は致傷罪の割合が大きいことがわかる(表3)。致傷罪の成立に関して、判例では、姦淫行為から傷害結果が生じ

(29) 171回国会参議院内閣委員会における政府答弁(2009年6月30日)。

(表3) 認知件数・検挙件数・公判請求人員・裁判員制度対象事件数の推移

強姦罪

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検察庁終局 処理人員	公判請求 人員	裁判員制度 対象事件数
2004年	2176	1403 (64.5%)	1107	1778	1014	316 (31.2%)
2005年	2076	1443 (69.5%)	1074	1702	1027	274 (26.7%)
2006年	1948	1460 (74.9%)	1058	1671	953	240 (25.2%)
2007年	1766	1394 (78.9%)	1013	1738	885	218 (24.6%)
2008年	1582	1326 (83.8%)	951	1645	789	189 (24.0%)

強制わいせつ罪

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検察庁終局 処理人員	公判請求 人員	裁判員制度 対象事件数
2004年	9184	3656 (39.8%)	2225	3033	1636	167 (10.2%)
2005年	8751	3797 (43.4%)	2286	3129	1621	132 (8.1%)
2006年	8326	3779 (45.4%)	2254	3100	1661	161 (9.7%)
2007年	7664	3542 (46.2%)	2240	3072	1569	168 (10.7%)
2008年	7111	3555 (50.0%)	2219	2972	1443	136 (9.4%)

・各年の犯罪白書より作成

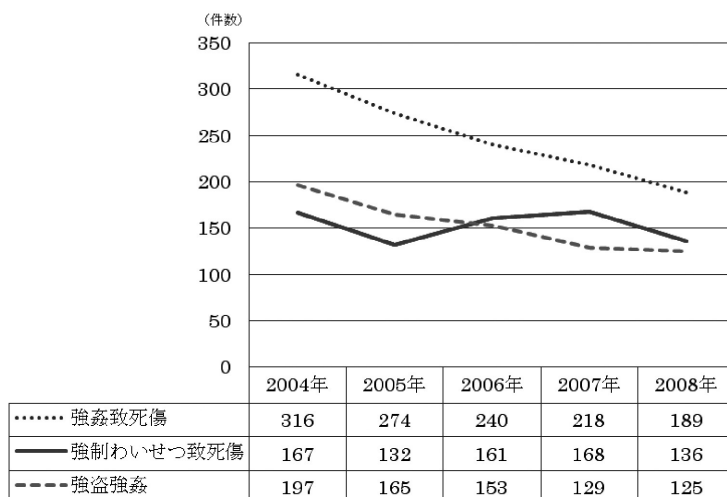
・なお、裁判員制度対象事件数についてのデータは、最高裁判所HP「裁判員制度について」の資料による。

<http://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/pdf/04.pdf>

・検挙件数欄の()内は認知件数に対する検挙件数の割合である。

・裁判員制度対象事件数欄の()内は公判請求人員に対する裁判員裁判対象事件数の割合である。

(表4) 裁判員対象事件数の推移



た場合だけでなく、姦淫の手段である暴行により生じた場合（最小決1968・9・17）や、基本犯に随伴する行為から生じた場合（東京高判2000・2・21）も含むとされ、かなり広い概念となっている。致傷罪の成立は、「よって人を負傷させた」という条文から、強姦行為そのものから結果が発生した場合と強姦の手段としての暴行から結果が生じた場合とに限定すべきであろう。また、傷害の結果について故意がある場合は、強姦罪と傷害罪の観念的競合と解すべきである⁽³⁰⁾。この場合、刑は強姦罪の法定刑にとどまり、（過失によって傷害結果が生じた場合の）強姦致傷罪より軽くなって刑の均衡を失するとの批判もあるが⁽³¹⁾、量刑上考慮することで足りると考える。

2つめは、裁判員裁判に付すか否かの選択権を被害者に実質的に与えるとい

(30) 大塚仁『刑法概説（各論）（第3版増補版）』（有斐閣、2005年）106頁。

(31) 山口厚『刑法各論（補訂版）』（有斐閣、2008年）113頁、大谷實『刑法講義各論（新版第3版）』（成文堂、2009年）123頁ほか。なお、松宮孝明『刑法各論講義（第2版）』（成文堂、2008年）118頁は、立法論として、致死罪と区別して、致傷罪の法定刑を下げることを提案する。裁判員裁判の対象犯罪から除外するという意味では一つの方法といえよう。

うことである。(準)強姦罪、(準)強制わいせつ罪およびその未遂罪は親告罪であるが、それぞれの致死傷罪はその適用を受けない。すなわち、法益侵害の重大さゆえに被害者の告訴意思にかかわらず公訴できるということである。しかし実務では、致傷罪で起訴する場合でも、被害者の告訴意思(処罰感情)を確かめるのが一般的であろう。そこで、このような場合、被害者に対し、裁判員対象事件となることを説明し、被害者がそれに同意した場合に致傷罪として起訴するのである。被害者が裁判員裁判を拒む場合には、強姦罪のみないし強姦罪と傷害罪(過失傷害罪)との観念的競合として起訴することとなる。いうまでもなく、重大な結果を生じた犯罪や、集団強姦等罪、強盗強姦罪はこの対象外となる。

上記はいずれも法改正によらず、検察における致傷罪の起訴基準を限定しようとするものである。裁判員裁判の対象となる強姦致傷罪の事件数を見ると(表4)、その件数、割合ともに減少傾向にあることは、その範囲を絞りつつある結果ともいえる。

(4) 被害の実態と裁判員裁判の意義

2009年3月の内閣府内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」によれば、異性から無理やりに性交された経験がある女性は、1675人中123人で7.3%にのぼる。加害者との面識の有無では、「よく知っている人」という人は61.8%、「顔見知り程度の人」という人は13.8%と、8割近くが「面識があった」と答えており、「まったく知らない人」は13.8%に過ぎない。被害についての相談については、「だれにも相談しなかった」が62.6%、「知人・友人に相談」が22.0%、「家族や親戚に相談」が8.3%、「警察に連絡・相談」が4.1%となっている。相談しなかった理由(複数回答)は、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が42.9%、「自分ががまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」が29.9%、「そのことを思い出したくなかった」が27.3%となっている。

多くの被害者が被害を誰にも打ち明けられずにいる。また、被害者にとっての精神的負担は、公判開始までの過程にもあることを忘れてはならない。警察

への被害の申告、事件後の被害状況の聞き取り、被疑者供述と被害者証言の食い違いの解消、被疑者弁護人との交渉、検察における起訴基準などをクリアしてはじめて裁判へと至る。多くの性暴力被害のなかで、裁判で加害者を裁くというルートに乗るのはほんの一部に過ぎないのだ。

性暴力犯罪裁判を職業裁判官のみで裁くことがよいとは限らない。裁判員裁判の意義は、裁判員裁判に携わった市民が、事件の背景から犯罪が生じる社会の問題を知り、そのような問題を解決するための社会の仕組みを考えるきっかけとなり得ることである。性暴力犯罪被害者が事件による直接的な被害だけでなく、その後の生活に大きな苦痛と不安を抱いていることを知ることにもつながるだろう。

性暴力被害者の保護という観点から重要なことは、被害者が相談できる場へのアクセスの確保であり、そのチャンネルを警察以外にも増やしていくことが求められている。そのことは被害の申告を躊躇している被害者や、裁判に至ることのなかった被害者にとっても重要なことである。

5 おわりに

福岡地裁で開かれた③の裁判員裁判を傍聴した。3日間の公判を傍聴して感じたことは、従来型の刑事裁判とは異なる、裁判員裁判の意義であった。1つは、口頭主義による裁判のわかりやすさである。性暴力犯罪ということもあり、個人情報が伏せられ、傍聴人からはモニターに映し出される証拠等を見ることはできなかったが、手続の流れは容易に理解することができた。2つめは、裁判員の先入観を防御する目的で導入された被告人のスタイルの効果である。被告人は、拘置所で貸与される革靴、ネクタイ姿で、手錠、腰縄は裁判員が入廷する前に解かれた。傍聴人も将来裁判員になる可能性もあるという意味では、被告人の入廷前に解錠するといったさらなる工夫の余地もあろう。3つめは、メディア報道の変化である。これまで被疑者逮捕中心の犯罪報道が、裁判の内容、判決の内容を報道するようになっていく。このことは、国家刑罰権の発動

をチェックし検証することを可能にする。

ただし課題もある。1つは、検察官の公判準備の組織力と弁護人の個人的弁護活動の差である。2つめは、刑の量定の難しさである。検察側は論告で、「性犯罪は女性の人格や尊厳を深く傷つけ、深刻な心の傷を残す重罪」と指摘し、性暴力犯罪における近年の法定刑引き上げや福岡県内の性暴力犯罪発生率の高さから、『性犯罪を許してはいけない』という断固とした姿勢で臨んでほしい」と裁判員に訴えた。一方、弁護人は、同種事件における量刑データを示して、示談が済んでいること、裁判員裁判といえども法的安定性、公平性が重視されると述べ、執行猶予判決を求めた。

「裁判後」、すなわち刑務所の処遇の内容や、社会内での更生のあり方について情報が少ない現状において、裁判員にとって、実刑か執行猶予かの判断は「被告人は市民の隣人か否か」という発想に傾きかねない。

裁判員制度について法務大臣（当時）は、「国民主権で国民が国をつくるならば司法にも国民参加があるべきです。制度そのものが最高の法教育だと思いますね。裁判が身近になる、あるいは国民の市民感覚とか常識を裁判に反映をする効果もあるだろうけれども、最大の効果は犯罪を減らすのではないかと期待しています。裁判員になるかもしれないという気持ちがあると順法意識が高まり、治安のいい国家ができるのではないか」と述べている⁽³²⁾。このように裁判員制度は治安政策と簡単に融合する危険性をはらんでいるともいえる。

司法は国民の統合手段ではない。犯罪被害者等基本計画は、「犯罪被害者等は、国民の誰もが犯罪被害者等となり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある」と述べる。被害者も被告人も社会の一員であることを忘れてはならない。裁判員の役割は、国家刑罰権の発動をチェックすることであり、抑制的な方向で機能することが求められている。

(32) 鳩山邦夫法務大臣（当時）と久保利英明日弁連副会長（当時）の対談。日本経済新聞 2008年6月2日付。